

# 知的財産立県を目指す埼玉県の取組

## 埼玉県産業労働部 新産業育成課

### 目次

1. はじめに
2. 本県産業の現状
3. 埼玉県知的財産戦略の策定から実行へ
4. おわりに  
.....

### 1. はじめに

本県は、地域経済活性化のため、中小企業向け制度融資の拡充をはじめ、企業誘致大作戦の実施や創業・ベンチャー支援など、積極的に産業振興施策に取り組んでおり、大きな成果を挙げてきました。

そうした施策と並び重要な目標として掲げているのが「知的財産立県づくり」です。経済のグローバル化に伴い、中小企業は、海外を含めた厳しい競争に直面しています。こうした中、企業が成長していくためには、研究開発などを通して発明や創作を活性化させ、その成果を特許などとして保護し、活用して付加価値の高い新技術・新製品を創出していくという、知的創造サイクルを構築していくことが極めて重要となっています。

そこで、本県では、中小・ベンチャー企業の知的財産の創造・保護・活用を促進して産業振興を図るため、「埼玉県知的財産戦略(以下「知財戦略」といいます。)」を平成17年3月に策定しました。

本稿では、知財戦略の概要と取組状況について紹介させていただきます。

### 2. 本県産業の現状

本県は、首都東京に隣接するとともに、充実した公共交通機関や高速道路網を持つなど都市の魅力を備えている一方で、水や緑に恵まれた田園の魅力を併せ持つ彩りある県土になっています。

総人口は700万人を超え、生産年齢人口(15～64歳の人口)の割合が70.8%(平成15年人口推計年報)と全国一高く、豊富な労働力を有しています。あわせ

て、首都圏という巨大なマーケットを背景に、自動車関連、IT関連、印刷、食品など多彩な産業が立地しています。平成16年の製造品出荷額等は13兆5,690億円で全国第5位、内陸県随一の規模となっています。

また、世界トップクラスの研究機関である理化学研究所をはじめ多くの研究所が集積しているほか、60校を数える大学・短大が立地していることから、県内企業の技術力と大学・研究機関の研究成果を融合させることにより、さらに付加価値の高い産業を創造する大きな可能性を秘めています。

一方県経済は緩やかな回復を続けていますが、中小企業の景況感は依然として厳しく、先行きについても原油価格の高止まり等の不安要素を抱え、必ずしも樂觀できない状況にあります。

### 3. 埼玉県知的財産戦略の策定から実行へ

こうした状況の中で、本県では、前述した知財戦略に基づき、知的財産を重視した様々な施策に取り組んでいます。

本県の知財戦略の特徴は、戦略の対象期間を平成17年4月から平成19年3月までの2年間と短期間に区切り、この期間内に集中的な取組を行うこととしている点です。その上で、「知的財産立県づくり」の基盤となる科学技術の振興や知的財産に関する人材育成など、中長期的な視点に立った施策についても盛り込んでいます。具体的には、戦略の柱として7つの体系を定めるとともに、6つの重点施策を中心に、取り組むべき課題を明確にしています。

知財戦略策定後、約1年半が経過しましたが、この間の集中的な取組によって「知的財産立県づくり」を進めるための基盤整備が大きく前進するなど、着実な成果があらわれています。ここでは、重点的に取り組んでいる6つの施策の取組状況について順を追って説明します。

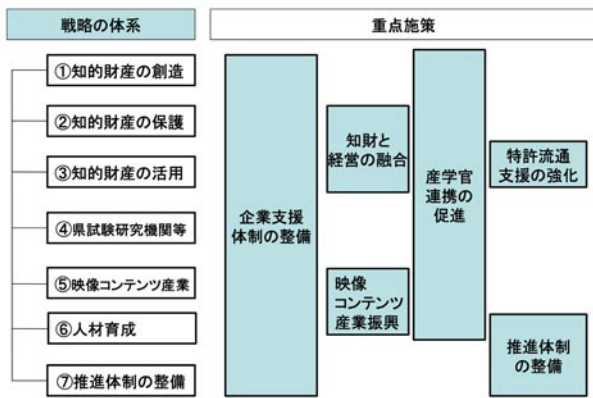


図1 埼玉県知的財産戦略の体系及び重点施策の関連図

(1) 中小企業のための知的財産総合支援体制の整備

平成16年度までは、県内2カ所に設置された「埼玉県知的所有権センター」において、国から派遣されたアドバイザーが特許情報及び特許流通に関する相談をそれぞれ受けていました。この体制のもとでは、窓口が2カ所に分かれていることに加え、相談内容も限られ、必ずしも企業が利用しやすいものとはなっていませんでした。そこで、特許情報活用支援と特許流通支援を1カ所に統合し、さらに、知的財産に関する総合相談窓口（知的財産アドバイザーの配置）や、弁理士・弁護士による専門相談機能を付加した「知的財産総合支援センター埼玉（以下「知財センター」といいます。）」を平成17年5月に設置しました。

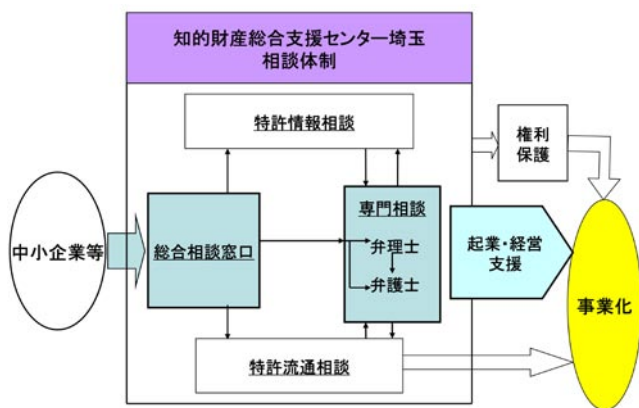


図2 知的財産総合支援センター埼玉の相談体制図

この知財センターの設置によって、ワンストップサービスを提供できると同時に、各種の相談に迅速に対応するクイックサービス、さらには相談内容に応じて企業の実情に合わせたオーダーメイドサービスを提供することが可能になりました。特に、弁理士・弁護士による専門相談を定例化することにより、知的財産の権利化に向けて的確なアドバイスや知的財産係争

への対応方法など、中小企業からの相談にきめ細かく対応できるようになりました。知財センター設置後1年間の相談件数は、2,246件と設置前に比べ5倍強を記録するなど、潜在的な相談ニーズを大きく掘り起こし、知的財産に関する様々な課題解決に貢献しました。今年度も昨年度を上回るペースで相談件数が増加しており、自ら知的財産部門を持たない多くの中小企業などにとって頼れる存在として認知されつつあります。以下、センターに寄せられた具体的な相談事例を紹介します。

○特許出願に向けた支援事例

県内企業A社は、ある医療関連装置を開発したが、特許出願する前に商談等を行っていたことから、その装置は公に知られるところとなっていた。このため、出願に当たり、特許取得の要件である新規性に問題がないかとの相談を受けた。

弁理士及び弁護士の専門相談を実施したところ、公になっている部分を除いても、特許を取得できる可能性があると判断し、A社は出願に至ることとなった。

○権利侵害への対応事例

県内企業B社は、ある教材製品を外国のメーカーに委託製造させてきたが、そのメーカーが許可なく類似の製品を製造し、日本に輸出・販売していることが判明したため、対応について相談を受けた。

専門相談を実施し、弁理士から「著作権法又は不正競争防止法に違反し、訴追可能であるが、相手の製造・販売を許諾しライセンス料を受け取る解決策もある。」とのアドバイスを行った。

これを受けB社は、著作権法違反が明白である旨を指摘したところ、外国のメーカーは違反を認めるとともにライセンス料を支払うことで早期に決着することができた。

○共同特許出願契約の締結に向けた支援事例

県内企業C社は、大手企業と金属部品について共同開発を行った。その成果を共同で特許出願するに当たり、大手企業が提示した共同出願契約の案文について相談を受けた。

知的財産アドバイザーが内容を確認したところ、C社自らがその特許をもとに製造・販売等を行う場合の規定がなく、C社の権利が制約されるおそれがあった。そのため、規定を追加すべきことなどをアドバイスし、大手企業と対等な内容で契約することができた。

☆☆☆ 知財センター

URL : <http://www.saitama-j.or.jp/~chizai/> ☆☆☆

(2) 知的財産管理と経営の融合

知的財産の重要性が高まる中で、企業は経営戦略の中に知的財産を積極的に位置づけ、その保護・活用を図っていくことが求められます。特に、自社の技術を中心に据えて経営を戦略的に進めるという技術経営(MOT : Management of Technology)の視点をもって事業展開を図ることが重要です。

そこで、埼玉大学や芝浦工業大学と連携し、MOTを普及するための「MOTフォーラム」やMOT人材を育成する「MOTセミナー」を開催するなど、中小企業経営者等にMOTの重要性を啓発してきました。

また、本年度から、「技術のわかる経営者」、「経営能力を有する技術者」、「技術経営が分かる支援機関の職員」など上級レベルの人材を養成するため、実践的な大学院レベルのMOT講座を開設する予定となっており、MOTの普及に力を注いでいます。

(3) 産学連携の促進

中小企業等における知的財産の創造を促すためには、大学や研究機関等における知的活動を活性化させ、それらの知的資源を中小企業等が有効に活用できるように産学連携を促進する必要があります。そこで

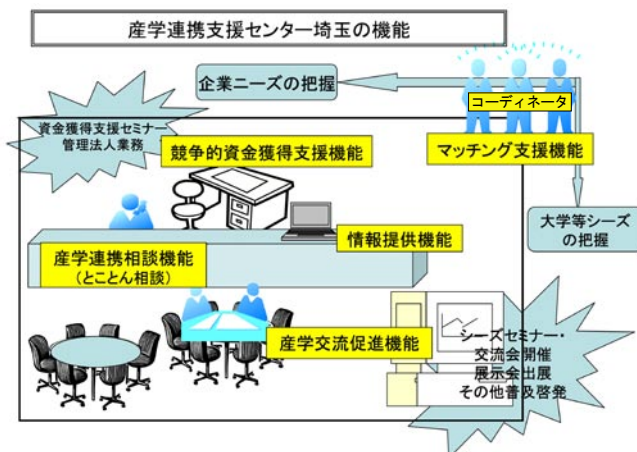


図3

中小企業等と大学・研究機関の交流の場の拡大や情報の共有化、コーディネート機能の強化を図るため、平成18年6月に「産学連携支援センター埼玉(以下「産学連携センター」といいます。)」を設置しました。

この産学連携センターでは、産学連携に関する相談にとことん応じるとともに、中小企業等と大学のマッチング支援や研究開発資金の獲得に向けた支援を行っています。また、各種セミナー等の開催や産学連携に関する情報の提供などに努めています。オープン後、約4ヵ月間で1,819名の利用者、4月からのマッチング支援数も120件を数えるなど、着実に産業界と大学をつなぐ支援機関として成長しています。

(4) 県内企業への技術移転をターゲットにした特許流通支援の強化

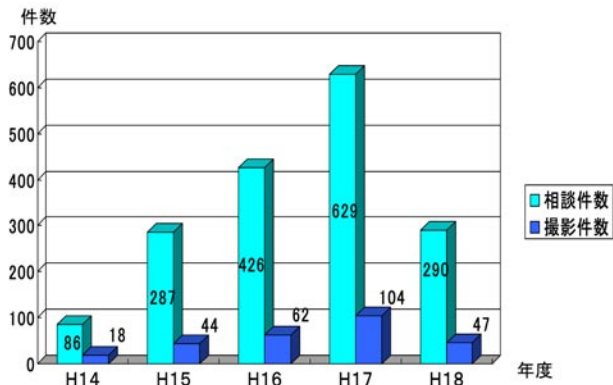
特許の活用による県内企業の事業化を促進し、地域経済の活性化につなげるため、知財センターに配置している特許流通アドバイザーによる県内企業への働きかけを積極的に行うとともに、特許流通成約件数(特許ライセンス契約等成立案件)を増やしていくことが望まれます。そこで、特許流通アドバイザーが他のアドバイザーとの連携を図りやすくするため、前述したとおり、特許流通支援を知財センターの機能の中に統合し、周辺環境を整備しました。

(5) 映像コンテンツ産業の振興

従来の「ものづくり」に加え、コンテンツなど価値ある「情報づくり」が地域産業の振興においてもますます重要になってきています。映像コンテンツの振興は、国の「知的財産推進計画」においても重視されている分野です。本県には、最新のデジタル機器を備えた彩の国ビジュアルプラザのある「SKIPシティ」(川口市)や映像関連の先進的な研究・教育が行われている早稲田大学大学院国際情報通信研究科などが立地する「早稲田リサーチパーク」(本庄市)など、他県に類を見ない映像コンテンツ産業の支援拠点が整備されています。

この優位性を活用しつつ、全県的な映像コンテンツ産業の振興を図るべく、映像の生産(制作)、流通(配給)、消費(鑑賞)の各段階に応じた施策を展開しています。

●映像制作者への支援 =フィルムコミッション事業=  
映像制作者に対するロケ地情報の提供などにより県内での撮影を活発化させ、映像制作の面から映像コンテンツ産業を支援しています。またボランティアによるエキストラ登録制度を創設し映画好きの県民パワーを生かしています。平成14年度の事業開始以来、ロケ地の相談件数や、県内での撮影件数が年々増加しています。



※H14年度は9月からの件数。H18年度は9月19日までの件数。

図4 相談・撮影件数推移図

●多様な鑑賞機会の創出 =彩の国コミュニティムービー事業=  
商店街やNPOなどが実施主体となり、空き店舗や公民館を活用して円滑に映画が上映できるよう支援しています。地域住民が身近で多様な映画を楽しむ機会を創出することによって、県民の皆さんに映像に関心を持っていただき、豊かな映像文化を享受してもらえよう取組を行っています。

●映像関係者をつなぐ =埼玉県映像コンテンツ産業振興ネットワーク事業=  
県内の映像関係者（NPO、大学、民間企業、行政等）をネットワーク化し、相互の交流や課題解決の研究会などの開催、関係者の連携の強化などを図っています。ネットワークを活用した学生映画上映会や異業種間連携事業などが着実に始まっています。

#### (6) 知的財産戦略の総合的推進体制の整備

中小企業等の知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの構築に向けた各種の施策展開につい

て、外部の視点から進行状況の管理を行うため、産業界、大学、関係団体などの有識者で構成した「彩の国知的財産立県づくり懇談会」を設置しました。また、知的財産に関する施策を総合的に調整し、戦略全体を進行管理していく全庁的な体制として、副知事を本部長とした「埼玉県科学技術振興・知的財産戦略推進本部」を設置しています。さらに、その下部組織として5つの部会（「科学技術部会」「産学連携部会」「試験研究部会」「コンテンツ部会」「ブランド部会」）を設け、関係課が相互に情報を共有し、意見交換をしながら、それぞれの取組を進めていけるよう体制づくりを図りました。

#### 4. おわりに

本県では、知的財産の創造・保護・活用を通じた産業振興を図るべく、知財戦略に基づき重点施策を中心とした関連施策の推進に鋭意取り組んでいます。特に、中小企業等の知的財産に関する取組の総合支援機関である知財センターを中心として、県内の知財力を高め、知財に携わる人材を育成する努力をしております。

この知財センターは、各関係機関からの協力を得ることによって活動できているといっても過言ではありません。日本弁理士会からは、知財センター開設・運営に当たり多大な協力をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。また、「知的財産立県づくり」のためには、知的財産の専門家である弁理士の方々のお力添えが必要不可欠です。本年度から関東8都県の弁理士約5,000名で組織する日本弁理士会関東支部が設立されたこともあり、今後はより一層、弁理士間の連携や地域との連携が増えるものと拝察しています。地域の知財力を高める観点から、本県の取組に対し御理解、御協力をいただければ非常に心強いと考えております。

最後になりますが、個々の企業、個人に対する弁理士の皆様方の支援の積み重ねによって、わが国全体の知財力が向上し、より豊かな国民生活の実現に寄与することを期待いたしまして筆を置かせていただきます。御拝読ありがとうございました。

(原稿受領 2006.10.17)